

認定NPO法人相談窓口を 活用された方の声

「漠然とした不安から安心へ」

何を誰に聞けばいいのかも分からず、所轄庁に尋ねることに
も気が引けていた時、KEC さんに相談できて本当によかったです。
安心と認定 NPO への大きな後押しをいただきました！
(認定 NPO 法人 Present Garden to さん)
2015年7月29日 認定

「専任職員がいなくても大丈夫」

初歩的な相談にも親切かつ丁寧な助言をいただきました。
専任職員がいなくても認定取得できたのは、KEC の
おかげと感謝しています。
(認定 NPO 法人神戸ミャンマー皆好会さん)
2016年2月24日 認定

「活動への理解と親身なアドバイス」

当法人は、高齢者向けサービスを提供する各種専門事業者
が集まって活動しています。ほとんど例をみない組織体制で
はありますが、活動への理解と親身なアドバイスのおかげで初
申請ながら認定を取得することができました！
(認定 NPO 法人はんしん高齢者くらしの相談室さん)
2017年3月28日 認定

ご予約・お問い合わせ (要予約・無料)

お電話で

Tel : 078-367-3336

予約受付時間 平日 9:00~17:00

お電話以外で

Mail : office@kobekec.net

Fax : 078-367-3337

H P : <https://kobekec.net/>

認定 NPO KEC

検索

※この事業は、認定NPO法人市民活動センター神戸が
神戸市より「認定NPO法人相談窓口事業」として委託
を受け運営しています。

私たちでもなれる！

認定NPO法人

相談&申請サポートのご案内

認定NPOクイズ

認定申請にあたり、実際に市内のとあるNPO 法人が
提出した資料の量はどれでしょう？

A. 厚さ3mm(紙ファイル)



B. ファイル(数冊分)



C. ファイルの山…



正解は内面に書いてあります！

▶アクセス



阪神西元町駅西改札より徒歩1分。JR神戸駅、阪急花隈駅、高速神戸駅、
地下鉄大倉山駅・みなと元町駅からいずれも徒歩数分。
※元町商店街の外・北側(山側、JR線路側)にビルの入口があります。

認定NPO法人
市民活動センター神戸(KEC)

「認定NPO法人、
うちには関係ないかも・・・」

「まだ先の話だなあ」

そんなみなさんに、ぜひお届けしたいお役立ち情報を、
市民活動センター神戸(KEC)ならではの

多彩なメニューをご用意しています！

(詳しくは KEC または神戸市のサイトをご覧ください！)

個別に支援

要予約

個別相談・出張相談

「認定NPO法人についてイチから教えて」「そもそも、ウチの団体は認定が取れるのかどうか知りたい！」というリクエストから、申請に向けての計画づくりや準備、具体的な書類作成のノウハウまで、団体に合わせてマンツーマンで対応します。法人の内部研修や理事会などへの相談員の派遣(出張)にも応じています。

ぜひお気軽にご相談ください。

(神戸市内の団体が対象です)

講座で支援

7月・11月 各1回開催予定

認定NPO入門講座

「NPO法人と認定NPO法人の違いって?」「実際に認定NPOになると何が変わるの?」素朴な疑問を解決しましょう!簡単認定診断も実施予定。

7月開催予定

NPO法人運営基礎講座

いざ認定を申請する際、意外にひっかかりがち「運営面での不備」。総会や理事会の運営、定款違反が起こりがちな点などを確認しましょう!

7月 3回連続講座開催予定

会計スキルアップ講座

日々の正しい会計は認定申請の第一歩。間違った処理をしていないか確認してみましょう!万が一不備が見つかった場合は改善の方法をご説明!

11月開催予定

広報実践講座

寄付が集まる団体になるためには、事業を実施したあとの報告や情報公開が重要です。誰にどのように伝えるか、効果的な方法を学びましょう!

NPO法人監事スキルアップ講座 11月開催予定・監事向け

認定制度の詳細は神戸市ホームページへ

神戸市 認定NPO制度

検索

制度概要 手引・申請書類 認定法人一覧 など

認定を受ける5つのメリット

信頼

社会的信頼が増します。

寄付

寄付金を集めやすくなります。

税控除

法人税などの負担が減る可能性があります。

基盤強化

組織を強化することができます。

意識

役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

認定による税制優遇 4つのポイント

- point 1 ▶ 寄付した個人に
寄付額の最大約50%が
所得税、住民税から控除!
- point 2 ▶ 寄付した法人に
損金算入限度額が倍以上に拡大!
- point 3 ▶ 寄付した相続人に
寄付した相続財産が非課税扱いに!
- point 4 ▶ 認定NPO法人自身に
法人税の軽減措置が利用可能に

※ただし、3、4は、特例認定NPO法人は対象外

クイズの正解:A/当法人(KEC)が実際の申請で提出した資料の量です。紙ファイル1冊(厚さ3mm以下)でした。

※申請後、追加提出資料が求められる場合があります。

※実地調査では、会計帳簿など、提出書類以外の書類を用意する必要があります。

どこから
参加してもOK!
すべて無料です。

設立5年以内の法人は、寄付が集まっていなくても申請できる「特例認定制度」が使えます!詳しくはお問い合わせ下さい!